

福祉自動車使用の手引き

社会福祉法人 安中市社会福祉協議会

安中本所 住所 安中市安中 3-19-27
安中市地域福祉支援センター内1階
電話 382-8397

松井田支所 住所 安中市松井田町新堀245
安中市役所松井田支所内2階
電話 393-3948

福祉自動車を利用されるみなさまへ

- 福祉自動車貸出事業は、安中市の委託を受け、社会福祉法人安中市社会福祉協議会が、市内に居住する方々を対象に貸出をする事業です。
- 利用にあたっては、「安中市福祉自動車貸出事業」をお読みください。
- 初めて利用される場合、運転される方の免許証の写しを添えて、本法人窓口へ申し込んでください。（運転手の変更になる場合は、その都度免許証の写しを提出してください。）
(なお申請に関連した個人情報は、特別な事情がないかぎり目的外に使用することはありません。)
- 利用後は、燃料補給（燃料タンクを満杯）を行うとともに必要に応じ清掃を行い、運転記録を記入し、鍵とともに返却をしてください。
- 福祉自動車は、たくさんの方々が利用されますので、次に利用される方のことを考えて大事に取り扱ってください。
- 社会福祉協議会で保有する福祉自動車は、以下のとおりです。

車 種	対人賠償保険	対物賠償保険	搭乗者傷害保険	条件その他
シエンタ	無制限	無制限	1,000万円	安中本所保管
スズキワゴンR	無制限	無制限	1,000万円	安中本所保管
スズキワゴンR	無制限	無制限	1,000万円	松井田支所保管

安中市福祉自動車貸出事業

(目的)

介護を必要とする高齢者、障害者等へ車椅子のまま乗れるリフト付き自動車を貸し出し、その者の通院や買物などの日常生活を行う場合の利便性を図るとともに、行事や旅行及びレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保することを目的とする。

(対象者)

対象者は、市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる者及びその家族または団体とする。

- (1) 介護を必要とする高齢者（おおよそ65歳以上）
- (2) 身体障害者手帳を所持し、車椅子で日常生活を行う者
- (3) 傷病等で一時的に車椅子で日常生活を行う者
- (4) その他必要があると認められる者

(利用手続)

福祉自動車の貸し出しを受けようとする者は、原則として利用の1週間前までに、「福祉自動車貸出申込書」を提出し、貸し出しの許可を受けるものとする。

(利用の取消し及び変更)

福祉自動車を利用することができるようになった者がその利用を取消し、又は変更するときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(利用料・燃料補給)

福祉自動車の利用料は、無料とする。ただし、燃料費は利用者負担とし、利用後燃料補給（燃料タンクを満杯）をする。

(貸出期間)

福祉自動車の貸出期間は、原則として5日間以内とする。
ただし、必要があると認められた場合はこの限りでない。

(利用者の遵守事項)

- 1 利用者は、普通自動車以上の免許を有し運転技術に習熟している者に運転をさせなければならない。
- 2 利用者は、常に道路交通法その他関係法令を遵守し、交通事故防止に万全を期すとともに、運行前点検、燃料補給等安全運行に必要な注意を払わなければならない。
- 3 利用者は、福祉自動車使用后、その運行状況等を記録帳に記載しなければならない。

4 利用者は、福祉自動車の目的外使用及び第三者への転貸をしてはならない。

(格納)

利用者は、福祉自動車の使用終了後、就業点検と必要に応じ清掃を行い、所定の場所に格納するとともに、鍵及び記録帳を車両責任者に返納しなければならない。

(事故等の処理)

- 1 福祉自動車に事故が生じた場合は、法令で定められた措置を講ずるとともに、利用者及び運転者は、速やかに本法人の車両責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 交通事故の相手方との折衝、和解契約、示談等については、原則として利用者において行うものとし、和解契約または示談の締結に当たっては、事前に本法人の承認を得なければならない。
- 3 利用者は、和解交渉の結果、損害賠償額が本法人で加入している自動車保険の賠償額を上回ることとなったときは、その上回った額を負担するものとする。